

社会福祉法人三和会

訪問介護サービス重要事項説明書訪問介護

1. 社会福祉法人三和会 訪問介護ヘルパーゆうあいセンターの概要

(1) 当事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	社会福祉法人三和会 ヘルパーゆうあいセンター
所在地	〒376-0121 群馬県桐生市相生町1丁目610-1 TEL0277-47-6501 FAX0277-47-6504
代表者名	理事長 藤澤 真史
介護保険事業所番号	訪問介護（群馬県1072000639号）
サービスを提供する地域	みどり市、桐生市

(2) 当事業所の職員体制及び研修体制

① 職員体制

サ ー ビ ス 従 事 者	区 分	資格	常勤	非常勤	計
	管 理 者	施設長	1名	0名	1名
	サービス提供責任者	介護福祉士	3名	0名	3名
	事 務 職 員		0名	1名	1名
	1～2級修了者（責任者再掲含む）		0名	5名	5名

② 研修体制

訪問介護員への研修は、年1回以上実施しています。

(3) サービスの提供時間帯

営業日：月曜日～日曜日 営業時間：午前8時～午後6時

＊上記以外の時間帯及び祝日等のサービスは相談の上、対応します。

(4) 事務所の営業日および営業時間

営業日：月曜日～金曜日

（但し、国民の祝日および12月30日～1月3日までを除く）

営業時間：午前9時～午後6時

＊事務所の営業時間以外の連絡に関しては、携帯電話等により連絡を取れる体制を確保しております。

2. 運営方針

事業所の訪問介護員等は、要介護等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。事業の運営にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(2) サービスの内容

- ① 身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします）
 - 入浴介助・清拭・洗髪・・・入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います
 - 食事介助・・・食事の介助を行います
 - 排泄介助・・・おむつ交換・トイレ介助・トイレ誘導等排泄の介助を行います
 - 着脱介助・・・衣類の着脱の介助を行います
 - 体位交換・・・寝たきりの方等の予防等に、体の向きを変えます
 - 通院介助・・・付き添いを行います。
 - その他・・・必要な身体介護を行います
- ② 生活援助（家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活に援助を行います）
 - 買い物・・・利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います
ただし、家族の分の買い物は行いません
 - 調理・・・利用者の状態に合わせた食事の用意を行います
ただし、家族分の調理、おせち等の特別な調理は行いません
 - 洗濯・・・利用者の衣類等の洗濯を行います
 - 掃除・・・利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。ただし、草むしり、窓拭き、大掃除は行いません
 - その他・・・関係機関への連絡など必要な援助を行います
- ③ 通院等乗降介助・福祉有償運送サービス（1 k m80 円）
- ④ 日常生活支援総合事業第一号訪問事業支援
- ⑤ 介護保険給付対象外のサービス
事業者は利用者との合意に基づき、介護保険給付外サービスとして、介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービスを提供致します。
事業所は、介護保険外サービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対して分かりやすく説明を行ないます。
- ⑥ その他必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上の相談や助言を行います。

3. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用した時の料金は原則として下記のとおり（介護報酬告示上の額1割負担分）です。

但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担（介護報酬告示の10割負担分）となります。

＊詳細については別紙参照。

- ① 基本料金に対して、早朝(6:00～8:00)帯、夜間(18:00～22:00)帯は25%増となります。また、深夜(22:00～6:00)帯は50%増となります。
- ② 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。
- ⑥ やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。
- ⑦ 介護保険適応の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業所に支払われない場合は、一旦介護保険適応の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書を後日、市町村役場窓口に提出しますと、払い戻しを受けられます。

〈加算〉

①初回加算（新規） 200円／月

新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行なう場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合

②緊急時訪問介護加算（新規） 100円／回

利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行なった場合

③処遇改善加算Ⅱイ

所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定（24.9%）

介護現場で働く介護職員の処遇を改善する目的でH24.4より創設されています。

(2) 交通費

サービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

(3) その他の料金

福祉有償運送サービス	・ 走行 1 Kmあたり 80 円とする
------------	----------------------

(4) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡下さい。(連絡先：0277-47-6501)

ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の12時間前までにご連絡いただいた場合	1,000円
ご利用の12時間前までにご連絡いただかなかった場合	2,000円

*但し、利用者の病変・急な入院等特別な事情による場合には、この限りではありません。

(5) その他

- ① あなたのお宅で使用する水道・ガス・電気等の費用はあなたの負担になります。
- ② 利用料の支払いが発生した場合の料金の支払い方法
 - ・ 毎月10日までに前月分ご利用いただいたサービス利用料金の精算をします
ので、月末までにお支払いください。支払い方法は、銀行振込、口座自動引(郵便局)、現金集金の中からご契約の際に選んで下さい。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話で申し込み下さい。当事業所の職員が伺います。契約を締結したのち、サービスの提供を開始致します。

*居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と相談下さい。

(2) サービスの終了

- ① 利用者の都合でサービスを終了する場合
文書で申し出下さればいつでも解約できます。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合

があります。その場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。

③ 以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ア 利用者が介護保険施設に入所した場合（介護老人保険施設を除く）
- イ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合（この場合、条件を変更して再契約することができます）
- ウ 利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

- ア 担当のホームヘルパーは相談の上、変更することもできます。
- イ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者及びその家族等に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業所が解散（破産）した場合、利用者は文書で解約を通知することにより即座にサービスを終了することができます。
- ウ 利用者がサービス利用料金を2ヶ月以上滞納し、支払いの催告を再三したにもかかわらず支払わないとき。あなたやその家族が当事業所に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

5. 秘密の保持

- (1) 従事者は業務上知り得た利用者、及び家族等の秘密を保持いたします。
- (2) 当事業所では、従事者であった者に業務上知り得た利用者、その家族等の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨に従事者との雇用契約の内容としています。
 - * 業務上知り得た利用者及びその家族等の個人情報について、当事業所が提供する居宅介護支援業務の範囲内において、サービス担当者会議等で提供することもあります。但し、その場合においては、事前に利用者及びその家族等の了解を得ることと致しますので、ご了承ください。

6. 事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、万全の体制で指定訪問介護サービスの提供にあたりますが、万一事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等、関係市町村等に連絡するとともに、事故に遭われた方の救済、事故の拡大の防止などの必要な措置を講じます。
- (2) また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに損害賠償を行います。

7. 緊急時の対応方法等

- (1) サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主

治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡致します。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	

家 族	氏名	
	連絡先	
	氏名	
	連絡先	

8. サービス内容に関する苦情・相談

当施設ご利用相談窓口	・窓口担当者 サービス提供責任者 大谷理江子 ・受付責任者、解決責任者 管理者兼理事長 藤澤真史 ・ご利用時間 9：00～17：00（土日祭日は除く） ・電話番号 0277-47-6501 ・担当者が不在の場合は、事務所までお申し出下さい。 ・苦情受付箱を設置しておりますのでご利用ください。
第三者委員	・氏名 池末登志博（弁護士） 住所 桐生市相生町2-371-1 電話番号：0277-54-1221 ・氏名 川池三男（元黒保根村区長会長） 住所 桐生市黒保根町上田沢1945 電話番号：0277-96-2281 ・氏名 渡辺紀子（主任児童委員） 住所 みどり市大間々町桐原830-7 電話番号：0277-72-3975
市町村・相談窓口	・黒保根支所 民生課 :0277-96-2111 ・桐生市役所 介護保険課 :0277-46-1111 ・みどり市役所 介護高齢課 :0277-76-2111 ・新里支所 保健福祉課 :0277-74-2211
国保連合会苦情相談窓口	受付時間：9：00～17：00（土日祭日は除く） 電話番号：027-290-1323

私は、本書面に基づいてヘルパーゆうあいセンター職員の（職名 サービス提供責任者
氏名 大谷理江子 ）から上記の重要事項の説明を受け、同意して受領致しました。

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名

印

（家族）

〒

住所

氏名

印

令和 年 月 日

当事業所は、 様に対する訪問介護サービス提供にあたり、
上記のとおり重要事項について説明し同意を頂きました。

事業所 住所 群馬県桐生市相生町 1 丁目 610-1
名称 社会福祉法人 三和会
ヘルパーゆうあいセンター
理事長 藤澤 真史 印

説明者 ヘルパーゆうあいセンター

氏名 大谷理江子 印